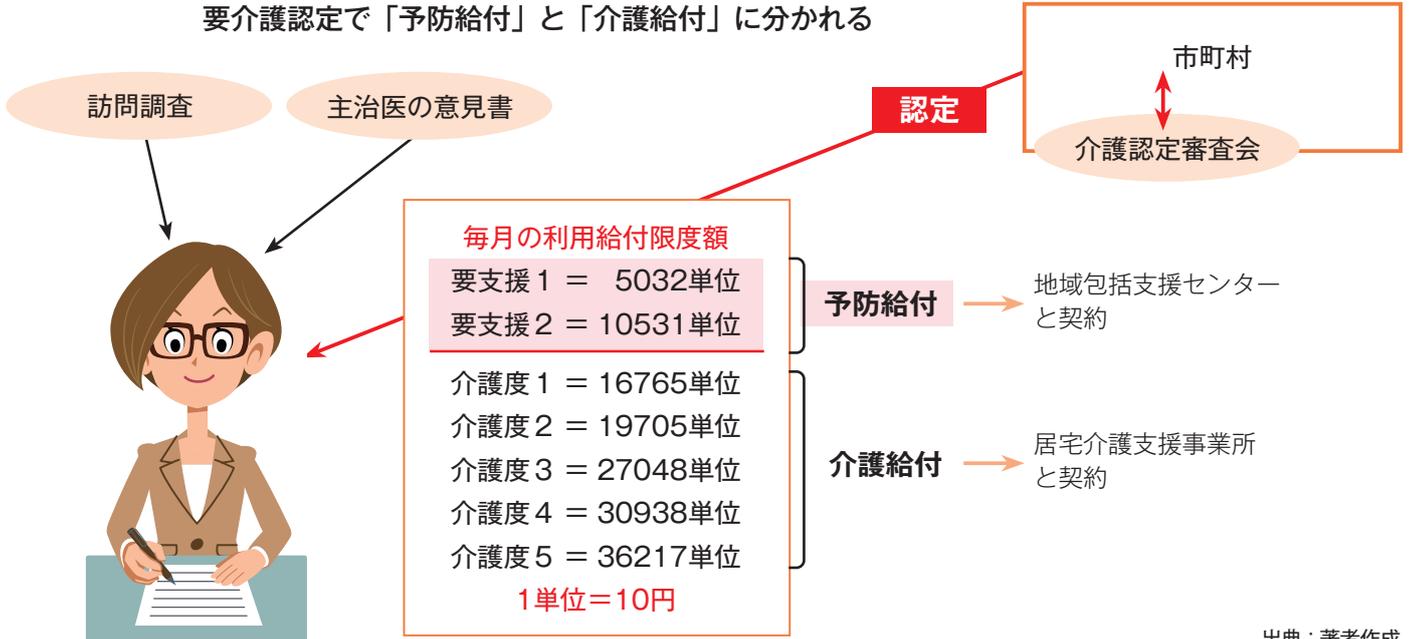




>>> 介護にまつわるお金の話

【図表1】要介護認定の仕組み

要介護認定で「予防給付」と「介護給付」に分かれる



出典：著者作成

サービスの利用計画)に基づいてサービスの利用を開始します。複数の居宅介護支援事業所の中からどこに契約するかは、利用者が決めることができます。

ケアマネジャーは、ケアプランの作成や市町村、施設、サービス事業者との連絡調整などを行います。支援に関する専門的な知識と技術を身につけ、介護支援専門員証の交付を受けています。介護度にかかわらずケアマネジャーによるケアプラン作成、サービスのコーディネート、定期的な自宅訪問、緊急時の相談などの費用は介護保険から支払われ、自己負担はありません。

ケアマネジャーを選ぶ際の基本は、サービスを利用する方との相性です。その他、「よく話を聞いてくれ、親身に相談にのってくれる人」「フットワークが良く依頼への対応が早い人」「サービスを押し付けたり、決めつけたりしない人」が、選択のポイントとして挙げられます。

ケアプランは介護保険サービスを利用するための計画書です。具体的には、介護が必要な状況に対して、どのようなサービスを、いつ、どれくらい活用して生活を継続するか、どのような生活を目指すかについて書かれています。

サービスの利用料は、所得により1割、2割、3割負担となります。その上で、**自己負担が毎月いくらかかっても大事なポイントです。**買い物や調理、掃除は、単にやってももらえばラクだからという理由で

依頼することはできません。サービスの利用にあたっては、介護状態の改善、支援を受けながら生活を続けるための「必要性」が求められます。

介護保険サービスを利用して自宅に暮らす人が75%

介護保険のサービスのうち、自宅で生活しながら利用できる訪問サービスには、ヘルパーによる「訪問介護」や「訪問リハビリテーション」など6種類があります【**次ページの図表2**】。加えて、自宅から出向いてサービスを受ける、いわゆるデイサービスと呼ばれる「通所介護」、デイケアと呼ばれる「通所リハビリ」、ショートステイと呼ばれる「短期入所」があります。

介護支援を受けながら自宅で暮らし続けられるよう階段に手すりをつけたり玄関の段差を解消するためには、「住宅改修」のサービスが利用できます。自宅で使う杖や車いす、歩行器、起き上がり支援のベッドなどの福祉用具のレンタルにもサービスが利用できます。

これらのサービスは、「あるから使う」のではなく、サービスを利用しないと生活できないなど、そのサービスを必要とする人の状態に即したケアプランにより選択されます。例えば、病院から退院し終末期の医療的サービスが必要な場合や、一人暮らしで認知症と脳梗塞がありリハビリテーションの継続が必要な場合などです。

【図表2】 介護保険サービスの種類

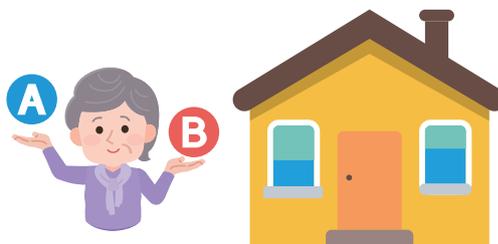
介護保険サービスは24種類

施設（3種）

- ⑬ 介護老人福祉施設
- ⑭ 介護老人保健施設
- ⑮ 介護療養型医療施設
→ 介護医療院へ変わる

地域密着型サービス（9種）

- ⑯ 小規模多機能型居宅介護
- ⑰ 夜間訪問介護
- ⑱ 小規模特定施設
- ⑲ 小規模特養ホーム
- ⑳ 認知症対応型共同生活介護
- ㉑ 認知症専用通所介護
- ㉒ 定期巡回・随時対応型訪問看護
- ㉓ 看護小規模多機能型居宅介護
- ㉔ 小規模通所介護（療養通所介護）



通所サービス

- ⑦ 通所介護
- ⑧ 通所リハビリテーション

- ⑪ 特定施設入所者生活介護
- ケア付き住宅

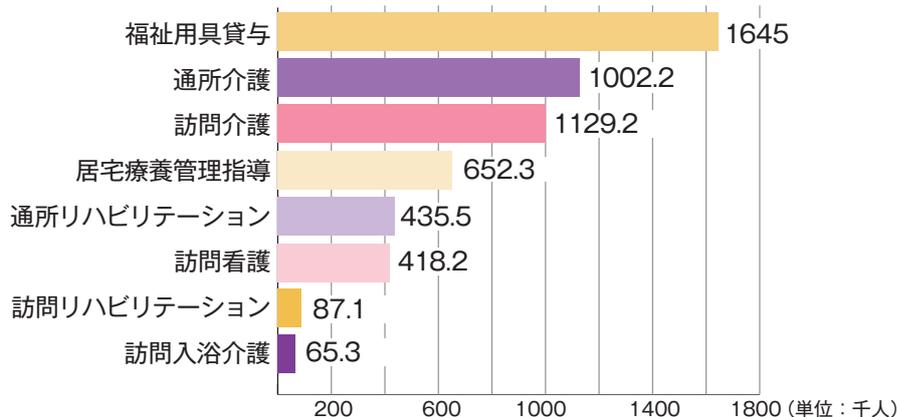
訪問サービス

- ① 訪問介護
- ② 訪問看護
- ③ 訪問入浴介護
- ④ 訪問リハビリテーション
- ⑤ 福祉用具貸与
- ⑥ 居宅療養管理

- ⑫ 住宅改修

出典：著者作成

【図表3】 訪問サービスと通所サービスの利用者数



出典：『2017年9月 介護給付費実態調査』（厚生労働省）

訪問サービスと通所サービスのうち利用が多い3大サービスは、①「福祉用具貸与」、②「通所介護」、③「訪問介護」となっています【図表3】。

介護保険制度によるサービス以外にも、緊急通報や配食サービス、おむつの費用負担など市町村によっては独自で実施しているサービスがありますので、それらを上手に活用しながら生活全体を組み立てることが大切です。

介護保険サービスの施設とその他の高齢者住宅

介護保険サービスでは、寝たきりと認知症のための「介護老人福祉施設」、リハビリテーションなどで自宅に戻ることを目指す「介護老人保健施設」、医療的ケアが必要な「介護療養型医療施設」の3種類があります。「介護老人福祉施設」は要介護3以上が対象です。施設の利用には、介護費用の他、家賃と食事代がかかります。

また、介護保険が適用される「ケア付き住宅」には、有料老人ホームなどが介護保険の指定を受ける「特定施設」と認知症専用の食事付き個室である「認知症対応型共同生活介護」があります。ケア付き住宅の介護にも介護保険が適用されますが、家賃と食事代は事業者が自由に設定できるため、費用は比較的高めです。

これら施設とケア付き住宅にはケアマネジャーが配置され、ケアプラン作成とサービスの内容調整をしています。

その他、介護保険サービス以外の高齢者住宅として、外部の安全確認サービスと相談サービスを利用する「サービス付き高齢者住宅」もあります。

介護予防で

高齢期の生活見直し

高齢化が進む日本では、現在65歳以上の17・9%が要支援または要介護の認定を受

